



ひまわり

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント 低所得者と子育て世帯の臨時給付金

消費税率引上げの影響を緩和するため設けられた低所得者に対する「臨時福祉給付金」(給付額：1人6千円)と、子育て世帯に対する「子育て世帯臨時特例給付金」(給付額：児童1人3千円)が、前年度に引き続き非課税で平成27年度も支給されます。ただし、給付額は、前年度に比べ減っています。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月～6月分) 7月31日



土砂災害防止法



土砂災害防止法とは

土砂災害のおそれのある区域について危険を周知し、警戒避難態勢の整備や住宅建設などの抑制、既存住宅の移転の促進などといった対策を推進することで、土砂災害から国民の生命を守ることを目的に制定されたのが「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(通称:土砂災害防止法)」です。

法律が制定された背景

この法律は、平成13年4月に施行されました。当時から土砂災害が毎年全国各地で発生していたのに加え、新たな宅地開発によって土砂災害が発生するおそれのある箇所も増加していました。実際に、傾斜度30度以上・斜面の高さが5m以上の急傾斜地で5戸以上の家屋がある「急傾斜地崩壊危険箇所」は、平成9年には約8.6万箇所でしたが、平成14年には約11.3万箇所と、約3万箇所増加しました。しかしそのうち整備が済んだ箇所は約1.7万箇所から約2万箇所と、約3千箇所しか増えていません。

土砂災害の危険がある全ての箇所に対策工事を施して安全な状態にするにはコストがかかりすぎるため、土砂災害を防止する工事だけではなく、あらかじめ危険性のある区域を明らかにすることで警戒避難体制の

整備や危険箇所への新規住宅などの立地を抑制するといった対策を講ずる必要があることから、この法律が制定されました。

概要

この法律ではまず国土交通大臣が、土砂災害防止対策の基本方針や基礎調査の実施指針などの、土砂災害防止対策基本方針を作成すると定めています。

国土交通大臣が作成した基本方針に基づいて都道府県は、おおむね5年ごとに「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」を指定することと、土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査をすることになっています。基礎調査は、急傾斜地が崩壊するおそれがある土地に関する地形や地質・降水等の状況や、土砂災害が発生するおそれがある土地の利用状況などの調査を行います。基礎調査の結果は、関係市町村長に通知をするとともに公表をすることになっています。

土砂災害警戒区域では市町村防災会議によって地域防災計画が定められて、警戒避難体制の整備が図られます。一方、土砂災害特別警戒区域では、特定開発行為に対して都道府県知事の許可が必要になり建築物の構造に規制がかかります。また、既に建っている建築物の所有者に対して移転などの勧告がされます。

平成23年・26年改正

新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震の際に、いわゆる天然ダムが多く形成されました。天然ダムによる大規模な土砂災害の危険が迫っている場合、広範囲に多大な被害が及ぶことが予想されるため、リスクの把握が必要になります。さらに、住民への避難指示についての権限を持つ市町村が、自ら避難指示の判断材料となる情報を入手することは難しく、国土交通省や都道府県による支援が必要です。そこで、平成23年にこの法律が改正されました。改正では、天然ダムや火山噴火などの高度な専門知識や技術を要する緊急調査については国土交通省が、その他の緊急調査については都道府県が実施することになりました。

昨年8月に広島で発生した土砂災害を踏まえて、土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査が完了していない地域が多いという実態が明らかになりました。そこで昨年11月にさらなる改正が行われ、基礎調査が適正に行われていない都道府県に対して国土交通大臣が是正の要求を行うことや、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため都道府県に対して基礎調査の結果の公表を義務付けることなどが決まりました。

「 目 的 」

このプロジェクトは、農業に従事する女性が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を、様々な企業・団体の技術やノウハウと結びつけて新たな商品やサービスなどを発信することで、女性農業者の存在感を高めることと、農業を職業として選択する若手の女性を増加させることを目的としています。2013年11月に農林水産省を事務局として始まったプロジェクト発足当初は、37名の農業女子メンバーと9社の民間企業が参加をしていました。それが、2015年4月には農業女子メンバーは273名に、参加企業は20社に増加しました。

「 実施内容 」

プロジェクトの目的を達成するために次の3つの取組みを行うことが、規約で決められています。

- ① 農林水産省が、女性農業者とのコラボレーションに取り組む意向のある企業とこのプロジェクトに参加する女性農業者を引き合わせて、個別プロジェクトの創出や実行を支援します。
- ② この農業プロジェクトや個別プロジェクトと女性農業者の活動などに関して、「ひめこらぼ」の愛称で知られる女性農林漁業者とつながる全国ネットワークと連携して、開発プロセスや商品などの成果物などといった情報を積極的に発信していきます。

農業女子 プロジェクト



- ③ 農業女子プロジェクトに関する情報発信を効果的に行うために、統一ロゴマークを活用します。

「 個別プロジェクト 」

農業女子プロジェクトでは、このプロジェクトの趣旨に賛同した企業や団体と女性農業者が協同で、新たな商品・サービスや情報などの開発を行う、個別プロジェクトを推進しています。個別プロジェクトを推進することで、農業女子が持っている様々なチカラを発揮できると考えています。例えば、農業女子の知恵を活かすことで新商品やサービスの開発や既存商品の改良につながると思われれます。また、参加する企業が生産物の売り場を企画したり自社サービスに農業関連サービスを取り込むことなどによって農業女子の生産力の可能性を上げたり、「農業女子」という新市場の創造につながることも期待できます。

個別プロジェクトの進捗状況や活動内容を積極的に

発信したり、農業女子目線で企画したイベントを季節ごとに開催するなど広く社会に発信することで、農業女子の存在感を高めることや、企業と連携することによってビジネスに発展させ、生産物の高付加価値化を狙っています。

「 具体例 」

大手コンビニチェーンでは、農業女子が生産した野菜や果物を使用した商品を販売しています。その会社では商品の販売において農業女子の想いやこだわりを販促資料やホームページなどで伝えることで販売促進につなげています。

また、ある健康機器メーカーでは、屋外で使用できる熱中症指数計を農業女子にモニターしてもらっています。この結果を商品開発に反映させるようです。さらに今後は、この会社が運営する食堂で農業女子の野菜を使った定食メニューを提供することも予定しています。

農作物だけが活用されているわけではありません。農業女子との意見交換や現地調査を進めることで、自社の農作業用手袋やアームカバーなどの周辺グッズを開発・改良した会社や、草刈機やそのアタッチメントを改良した会社もあります。農業用具以外にも、農業女子の使用実態やニーズを取り入れた軽トラック、女性が使いたくなる仮設トイレの開発、農業女子の就業環境に適した化粧品なども開発されています。

リバースモーゲージ

高齢者が自宅を担保にして融資を受け取り、契約が満期になるか契約者が死亡したときに、担保を処分することで受けた融資を元利一括で返済する仕組みを、「リバースモーゲージ」といいます。通常の担保(モーゲージ)ローンでは借入金の残高は徐々に減っていきませんが、この仕組みは反対に徐々に増えていきますので、逆を意味する「リバース」モーゲージと呼ばれています。

リバースモーゲージには、毎月や毎年一定額を年金のように融資される方式と、融資可能額の範囲内でまとまった金額を一括して融資される方式やその範囲内でいつでも好きなだけ融資を受ける方式があります。

自宅などの不動産を持っているものの現金収入が少ない高齢者にとっては、将来おこる病気や不測の事態に対して大きな不安を抱えています。そのためなかなか蓄えを崩すことができません。そのような高齢者

にとって、自宅を手放すことなく老後の生活資金を受け取れるリバースモーゲージは、メリットが多いといえるでしょう。

リバースモーゲージは1960年代にアメリカで導入された制度で、日本では1981年に武蔵野市で初めてこの仕組みが導入されました。当初は、仕組み自体が持つ固有のリスクや家族に家や土地を継承させたいという日本人の不動産に対する思い入れの強さから、リバースモーゲージはほとんど活用されませんでした。しかし高齢化社会の到来と年金制度の崩壊危機によって、脚光を浴びるようになりました。

リバースモーゲージには、長寿化によって利用者が存命中に借入残高が融資可能額に達してしまい融資がストップすることや、不動産価格の低下や金利の上昇によって契約期間中に担保割れを起こすといった固有のリスクがあります。これらのリスクが解決されれば、リバースモーゲージの活用はさらに広がるでしょう。

うるう秒

時刻の決め方は、かつては地球の公転・自転に基づく「天文時」が使われていました。しかし1958年からは、セシウム133原子の遷移周波数を使った数十万年に1秒ずれる高精度な原子時計に基づいて時刻が決められることになりました。

その結果、原子時計に基づく時刻と天文時に基づく時刻との間にずれが生じるようになったため、そのずれを0.9秒以内におさまるように調整が行われるようになりました。この調整が「うるう秒」の挿入です。

うるう秒の挿入は1972年7月1日に初めて実施されました。その後数年に1回の頻度で行われており、今年の7月1日の挿入で26回目になります。うるう秒の調整が平日に行われるのは、平成9年以来です。

今回のうるう秒の挿入では、午前8時59分59秒と午前9時00分00秒の間に「午前8時59分60秒」が挿入されます。

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃業したり会社の役員が退職したりといった際に、退職金のように共済金を受け取れる「小規模企業共済」という制度があります。昭和四十年に発足したこの制度は、掛金月額の最高限度額の引き上げや契約者貸付制度の創設、加入資格の拡大など様々な改正が行われました。小規模企業共済に加入できる

人は、常時使用する従業員が二〇人(商業とサービス業(宿泊業・娯楽業以外)は五人)以下の個人事業主や会社の役員などです。また、一定の要件を満たす共同経営者も加入できます。契約者貸付制度では契約者は掛金の範囲内で、事業資金だけではなく傷病災害時や事業承継に要する資金の貸し付けを受けられます。また、同居親族の福祉機器の購入資金を貸し付ける福祉対応貸付もあります。